

告 示

埼玉県告示第千三百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人本陣会
- 三 代表者の氏名
島村 良孝
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県幸手市緑台一丁目四十八番七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者や高齢者などと地域住民が共に安心、安全で豊かに暮らしながら生産技能や生活知識の習得と地域社会で就業できる様努力し、生涯学習の喜びを感じながら地域を活性化するとともに地域の文化や伝統を継承できるような地域社会を創造する活動を行い、地域経済の活性化、情報化社会の中で科学技術の振興、国際親善や平和を推進し、福祉、教育、文化の向上に寄与することを目的とする。